



前払金と月々のご利用料金

■前払い併用プラン(家賃の一部を前払いする方式)

プラン	居室タイプ (80室)	前払金 (非課税)	月額利用料合計 (税込)	家賃相当額 (非課税)	管理費 (税込)	食費 (税込)
前払いプラン	25.02㎡	864万円	228,724円	32,000円	117,590円	79,134円

ご入居時に家賃相当額の一部をお支払いいただき、月々のお支払いを抑えるプランです。

- 前払金：「想定居住期間(72ヶ月分)の家賃相当額の一部」となります。
- 償却：入居日に前払金のうち「想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する金額(前払金の28%)」を償却し、残りの額は6年(72ヶ月)で償却されます。
- 追加費用：入居日より6年(72ヶ月)経過以後に前払金の追加費用は発生いたしません。
- 前払金の返金：入居契約締結後に契約を解除する場合は入居契約書に基づき前払金を返金いたします。入居日より3ヶ月以内に契約解除の申し出をされた場合、前払金は入居期間に応じた施設利用料を差し引いた額を返金いたします。

■月払いプラン(家賃を毎月払う方式)

プラン	居室タイプ (80室)	月額利用料合計 (税込)	家賃相当額 (非課税)	管理費 (税込)	食費 (税込)
月払いプラン	25.02㎡	348,724円	152,000円	117,590円	79,134円

ご入居期間中は、家賃相当額を含めた月額利用料をお支払いいただくプランとなり、ご入居の際の前払金はございません。家賃方式でのお支払いにより、ご入居時のご負担を抑えるプランです。

- 月払いプランはご入居日より6年(72ヶ月)を境に、前払いプランよりお支払い累計額が大きくなります。
- ご入居後に「前払いプラン」への変更が可能です。
- ※管理費は事務費、管理部門に係る人件費等の経費から算定しています。
- ※共用部家賃相当額は、共用部の水道光熱費、減価償却費、保守管理費等、建物の維持管理に係る費用を各項目別に、ラヴィーレの過去平均等により個人負担額を算出しています。
- ※上記の食費は30日/月の場合です。月日数により異なります。
- ※食費につきましては、端数処理の関係上、請求金額と差が生じることがあります。
- ※有料老人ホームにおける食費(飲食料品の提供の対価)に係る消費税については、1食690円以下、1日累計額2,070円に達するまでは、軽減税率(8%)の対象となります。
- ※3日前までに欠食の届出があった場合は食事ごとに返金いたします。
- ※食費の内訳は食材費、厨房管理費とし、欠食の場合は食材費を返金します。

月額利用料以外の費用

■介護保険給付1割自己負担の場合の基本額(30日あたり/消費税対象外)

地域単価:2級地

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
5,886円	10,066円	17,431円	19,586円	21,837円	23,927円	26,146円

- ※上記は基本額です。この他に体制等法令に定められた要件を満たした場合に加算されます。詳細はお問い合わせ、または重要事項説明書をご確認ください。なお、自己負担額は介護保険負担割合証記載の割合に応じた額になります。
- ※端数処理の関係で、記載している介護保険給付自己負担額の金額に差異が生じている場合がございます。

■その他の費用

- 居室電気代・居室水道代(月額)
- 居室電気代等、ご利用に応じて別途ご請求させていただきます。
- 実費負担いただく項目(例)
- おむつ代、日用品費、新聞・雑誌等購読費、業者依頼クリーニング代、理美容費、個人的な外出の付き添い費用及び交通費、買い物等代行(週1回までは介護保険に含まれます。)、受診時医療費、クラブ・アクティビティ材料費等。
- ※介護保険給付の規定以上のサービス費用は別途必要となります。

その他条件について

身元保証人の条件

原則として身元保証人1名を定める。身元保証人は事業者に対し、入居契約から生じる一切の責務を保証する。身元保証人は契約解除の際に入居者の身柄を引き取る。

ホームによる契約解除

【事業者の契約解除】(第35条) 1、事業者は、次の各号のいずれかに該当したときは、入居者に対し、居室の明渡しを通告し、本契約を解除することができる。(1)入居時の提出書類に虚偽の事項を記載し、または虚偽の資料を提出し、その他不正の手段を用いて入居したとき。(2)第30条に定める前払金または内金を事業者の定める支払期日までに支払わなかったとき。(3)第31条に定める月額費用、その他これに準じる事業者に対する支払を2か月以上遅延し、または、正当な理由なくしばしば遅延し、事業者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず支払わなかったとき。(4)建物・付帯設備・敷地を故意または重大な過失により滅失、毀損、汚損したとき。(5)2か月を超える長期の不在・外泊により、復帰の目的がたず本契約を継続する意思がないものと事業者が認めるとき。(6)入居者の心身の状態が著しく悪化し、継続的に医療行為が必要となり、かつ、有料老人ホームにおける通常の介護方法および接遇方法ではこれに対応することができないとき(かかる場合、事業者は、原則として、協力医療機関の医師または主治医の意見を聴き、一定の観察期間を置くものとする)。(7)入居者の行動が、他の入居者または職員の身体・生命・精神に危害を及ぼし、または、その危害の切迫したおそれがあり、かつ、有料老人ホームにおける通常の介護方法および接遇方法ではこれを防止することができないとき(かかる場合、事業者は、原則として、協力医療機関の医師または主治医の意見を聴き、一定の観察期間を置くものとする)。(8)第6条または第25条第1項、第3項、第4項の規定その他本契約の規定に違反し、事業者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、これを是正しないとき。(9)その他、入居者、身元保証人、入居者の家族その他の入居者の関係者が、事業者、職員、他の入居者等に対して社会通念上許容できないような行為を行う等、事業者との信頼関係を破壊する行為があり、本契約を継続することが困難と認められるとき。2、前項の場合、事業者は、通告に先立ち、入居者(入居者に弁明の能力がない場合は身元保証人)に対し弁明の機会を設けるものとする。事業者は、入居者の移転先の有無等について確認し、移転先がない場合には、入居者、身元保証人、入居者の家族等との関係者と協議し、移転先の確保にできる限り協力し、解除日および居室を明け渡す期日の決定において配慮するよう努めるものとする。3、事業者は、入居者または身元保証人が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告・手続きを要さず、直ちに本契約を解除することができる。(1)第11条に反する事実が判明したとき、または、反している事業者が合理的に判断したとき。(2)第25条第2項各号に掲げる行為を行ったとき。4、事業者は、本条第1項または第3項に基づき本契約を解除した場合、入居者または身元保証人に損害が生じても、何らこれを賠償する責任を負わない。

入居(契約)者による契約解除

入居(契約)者による契約の解除は、入居者の意思を確認し、身元保証人の意見を聴いた上で、30日以上予告期間をおき、契約解除届の提出により手続きをする。

居室変更

【事業者からの申し出による移り住み】(第22条) 1、事業者は、入居者の心身の状況の変化により、入居時の居室では必要となる介護サービスの提供に支障をきたすこととなった場合、またはその他の事情により、入居者の居室を変更する必要があると判断する場合には、居室を変更できるものとする。なお、変更前後の居室の月額費用が異なる場合は、入居者および身元保証人の同意を得た上で、月額費用を変更することがある。2、事業者は、前項により居室を変更する場合は、次の各号に掲げるすべての手続きを行うものとする。(1)協力医療機関の医師または主治医の意見を聴く。(2)緊急やむを得ない場合を除いて、一定の観察期間を設ける。(3)入居者および身元保証人に、変更後の居室および介護サービス等の内容、その他の権利、専有面積および階数等の変更、それらに伴う費用負担の増減の有無ならびにその内容について、説明を行う。(4)入居者および身元保証人の同意を得る。(5)変更後の居室番号、月額費用等を記載した変更覚書を締結する。ただし、料金プランが「前払い方式」または「併用方式」の場合は、事業者の計算するところにより清算をし、退去手続きの上、変更先の居室について改めて「入居契約書」を締結する。3、本条により居室を変更する場合、第40条第2項の定めに従い、入居者は変更前の居室の原状回復をするものとする。【入居者または身元保証人からの申し出による移り住み】(第23条) 1、入居者および身元保証人は、事業者に対し、居室の変更を請求することができる。事業者は、これに応じる義務を負わないが、入居者および身元保証人の希望、本ホームおよび事業者が運営する他の有料老人ホームにおける空室の状況、他の入居希望者の状況等を踏まえ、可能な限りかかる請求に応じるものとし、入居者および身元保証人と協議の上、変更先の居室を決定するものとする。2、本ホーム内の変更については、変更後の居室番号、月額費用等を記載した変更覚書を締結するものとする。ただし、料金プランが「前払い方式」または「併用方式」の場合は、事業者の計算するところにより清算をし、退去手続きの上、変更先の居室について改めて「入居契約書」を締結する。3、事業者が運営する他ホームへの変更については、事業者の計算するところにより清算をし、退去手続きの上、再度変更先の居室について改めて「入居契約書」を締結するものとする。4、前第2項および第3項の場合は、第40条第2項の定めに従い、入居者は変更前の居室の原状回復をするものとする。

※有料老人ホーム入居契約書から抜粋・または要約して記載しています。参照先の条文内容および、その他入居に関する条件等は各ホームの担当者にお問い合わせください。

SOMPOケア ラヴィーレ川崎

〈川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針による表示事項〉

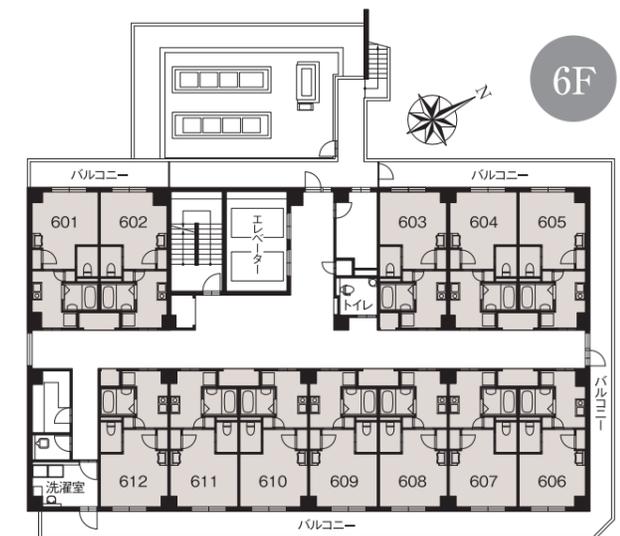
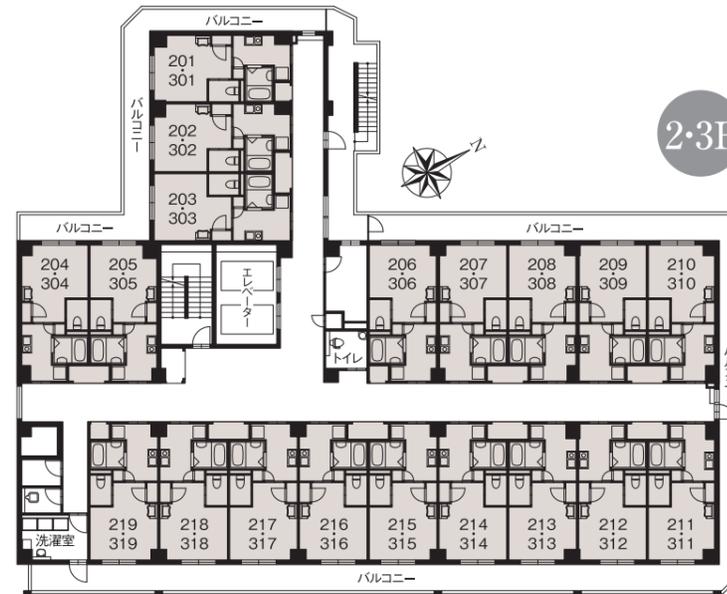
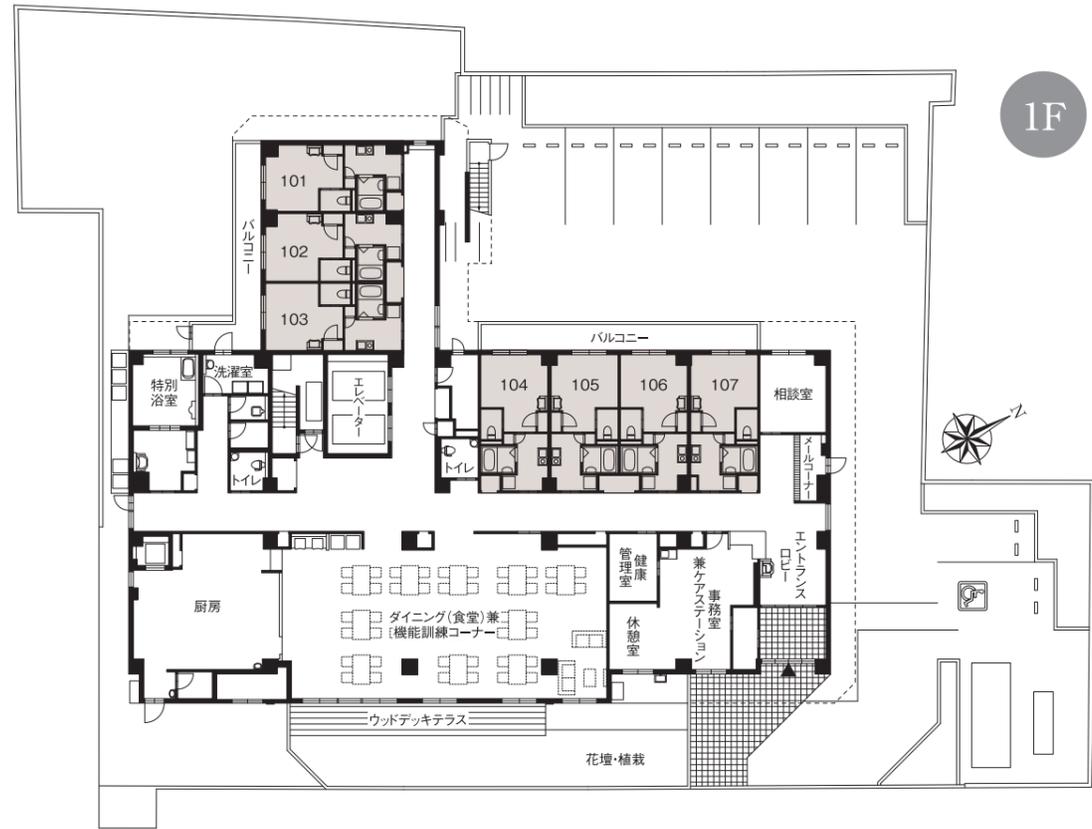
- 種類 / 介護付有料老人ホーム(一般型特定施設入居者生活介護)
- 川崎市指定番号 / 1475102099
- 表示事項 / 居住の権利形態…利用権方式
利用料の支払い方式…選択方式(前払い方式・月払い方式)
入居時の条件…原則65歳以上とし、要支援・要介護の方
介護保険…川崎市指定特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護
介護居室区分…全室個室
職員体制…要支援・要介護者の合計人数:配置直接処遇スタッフの人数=2.5:1以上
※週40時間の常勤換算

〈ホーム概要〉

- 事業主体 / SOMPOケア株式会社
- 所在地 / (〒212-0011) 神奈川県川崎市幸区幸町2-632-1
TEL.044-542-6090 FAX.044-542-6091
- 開設年月日 / 2011年11月1日
- 構造規模 / 鉄筋コンクリート造6階建(賃借:2011年11月より20年間)
- 面積 / 敷地面積:1,825.87㎡ 延床面積:3,759.19㎡
- 土地・建物権利関係 / 事業主体非所有
- 居室概要 / 居室総数80室、定員数80名、全室個室…25.02㎡
(介護ベッド、洗面台、収納、バス、ミニキッチン、洗濯機置き場、トイレ、エアコン、照明、TV端子、電話ジャック)
- 共用施設・設備 / ダイニング(食堂)兼 機能訓練コーナー、浴室(ストレッチャー浴)、相談室、洗濯室、トイレ他

※記載情報・料金は2025年8月現在のものです。

SOMPOケア ラヴィーレ川崎 フロアガイド



価格表 (1人あたり・80室)

プラン	居室の広さ	前払金 (非課税)	月額利用料 (税込)	プラン	居室の広さ	月額利用料 (税込)	家賃相当額 (非課税)
前払い プラン	25.02㎡	864万円	228,724円	月払い プラン	25.02㎡	348,724円	152,000円